

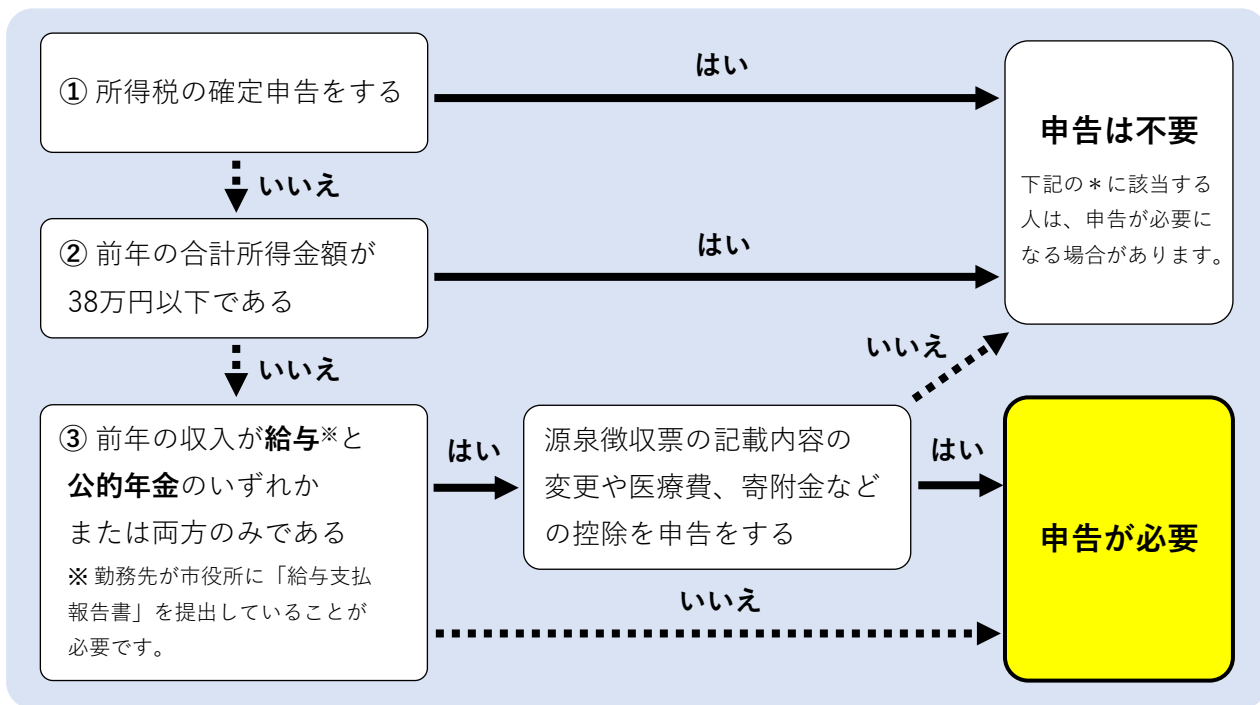
令和6年度分 市民税・県民税申告の手引き

申告期間：令和6年2月8日(木) から 同年3月15日(金)

申告が必要な人・申告に必要なもの … 1P	申告書の記入方法(控除) … 7~12P
申告書の記入例 … 2、3P	個人番号の確認書類 … 13P
申告書の記入方法(収入・所得) … 4~7P	申告書の提出方法 … 14P

1 申告が必要な人

1月1日に延岡市内に住所があり、次の流れ図で「申告が必要」になる人



* ②の場合で申告が不要になる人(前年に収入がなかった人も含む)であっても、国民健康保険税や公営住宅の家賃の算定、所得証明書等の各種証明書の発行、その他の行政サービスを受けるために申告が必要になる場合があります。

2 申告に必要なもの

- ① 市民税・県民税申告書
- ② 個人番号(マイナンバー)の確認書類(13P)
- ③ 前年中(1~12月)の所得や控除の金額がわかるもの(4~12P)

【この手引きをご利用になる上での注意】

この手引きには、次に該当する場合の申告方法は記載されていません。

- ① 退職所得、山林所得、土地や株式の売却による所得など、分離課税の所得がある場合
- ② 肉用牛の売却に係る課税の特例の適用を受ける場合
- ③ 損失の繰越控除を行う場合

上記の場合の申告方法については、市民税課にお問い合わせください。

不動産	4
事業	4
配当	4
給与	5
年金	5
年金以外の雑	5
一時給付	7
社会保険料	7
小規模企業共済等掛金	7
生命保険料	8
地震保険料	8
寡婦ひとり親	9
障害者	9
配偶者(特別)	10
扶養	10
基礎雑損	11
医療費	11
寄附金その他	12

3 申告書の記入例

申告書は、黒の油性ボールペンで記入してください。

申告書の「押印」は
必要なくなりました。

表面

令和 6 年度分 市民税・県民税（国民健康保険税）申告書

個人番号(マイナンバー)カードなどに記載のある12桁の番号を記入してください。

▼▼分離課税に係る所得証明書の
源泉徴収票や控除証明書
などのある方は、「市民税・県民税申告書（分離課税等用）」を
あわせて提出してください。

現住所	延岡市〇〇町〇〇番地〇〇		宛名番号 (記入不要)		
1月1日現在の住所	同上		業種又は職業	会社員	
フリガナ	ハカマル		電話番号	0982-**-****	
提出年月日	年	月	日		
	6	3	15		
氏名	延岡 ○夫		個人番号	*****-*****	
生年月日	S36.12.31	世帯主の氏名	延岡 ○夫	続柄	本人

3 所得から差し引かれる金額に関する事項

※書ききれない場合は、適宜の用紙に記入して提出してください。

⑬ 社会保険料控除	源泉徴収のとおり	178,200	国民健康保険税	34,100	合計	212,300
⑮ 生命保険料控除	新生命保険料の計	32,900	旧生命保険料の計	115,500	新個人年金保険料の計	旧個人生命保険料の計
	介護医療保険料	43,200				
⑯ 地震保険料控除	地震保険料の計	26,030	旧長期損害保険料の計			
⑰ 寡婦控除	⑱ ひとり親控除	⑲ 勤労学生控除				
⑳ 障害者控除	氏名	延岡 ○夫	障がい程度	身体障害者手帳	6級	
㉑ 配偶者控除・配偶者特別控除	フリガナ	ハカマル	生年月日	S36.12.31	合計所得金額	1,150,000
	氏名	延岡 ○子	配偶者の収入金額			
㉒ 扶養控除	フリガナ	ハカマル	生年月日	S16.12.31	同居・別居の区分	同居
	氏名	延岡 ○美	同居・別居の区分	同居	続柄	母
	個人番号	*****-*****	控除額			
㉓ 扶養親族	フリガナ		生年月日		同居・別居の区分	同居
	氏名		同居・別居の区分	同居	続柄	
	個人番号		控除額			
㉔ 雑損控除	損害の原因	損害年月日	損害を受けた資産の種類			
	損害金額	保険金などで補填される金額	差引損失額のうち災害関連支出の金額			
㉕ 医療費控除	支払った医療費等	24,900	保険金などで補填される金額			

1 収入金額等	事業	営業等	ア	
	農業	イ		
	不動産	ウ		840,000
	利子	エ		
	配当	オ		
	給与	カ		1,830,000
	公的年金等	キ		632,008
	業務	ク		
	その他	ケ		264,500
	短期	コ		
	長期	サ		
	一時	シ		100,000
2 所得金額	事業	営業等	①	
	農業	②		
	不動産	③		-43,200
	利子	④		
	配当	⑤		
	給与	⑥		1,167,592
	公的年金等	⑦		32,008
	業務	⑧		
	その他	⑨		146,900
	合計(⑦+⑧+⑨)	⑩		178,908
	総合譲渡・一時	⑪		50,000
	合計	⑫		1,353,300
4 所得から差し引かれる金額	社会保険料控除	⑬		212,300
	生命保険料控除	⑮		59,800
	地震保険料控除	⑯		13,015
	寡婦、ひとり親控除	⑰		
	勤労学生、障害者控除	⑲		260,000
	配偶者(特別)控除	㉑		210,000
	扶養控除	㉒		380,000
	基礎控除	㉔		430,000
	⑬から㉔までの計	㉕		1,565,115
	雑損控除	㉖		
	医療費控除	㉕		12,900
	合計(㉕+㉖+㉗)	㉘		1,578,015

4~7参照

7~12参照

7~12参照

地方税法附則第4条の4の規定(セルフメディケーション税制)の適用を選択する場合には、「医療費控除」欄の「区分」に「1」と記入してください。

5 給与・公的年金等に係る所得以外(令和6年4月1日において65歳未満の方は給与所得以外)の市民税・県民税の納税方法

- 給与から差引き(特別徴収)
- 自分で納付(普通徴収)

「個人番号」欄には、個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。)を記載してください。

裏面

6 給与所得の内訳

①	法人番号又は 所在地	
勤務先名		
収入合計額	円	
②	法人番号又は 所在地	
勤務先名		
収入合計額	円	
③	法人番号又は 所在地	
勤務先名		
収入合計額	円	
④	法人番号又は 所在地	
勤務先名		
収入合計額	円	

7 事業・不動産所得に関する事項

※別途「収支内訳書」を提出してください。

所得の種類	支払者の「名称」及び「法人番号又は所在地」等	収入金額	必要経費	青色申告特別控除額
営業等		円	円	円
農業				
不動産	延岡市〇〇町〇〇番地 外	840,000	883,200	

8 配当所得に関する事項

※書ききれない場合は適宜の用紙に記入して提出してください。

配当所得の種類	支払者の「名称」及び「法人番号又は所在地」等	収入金額	配当所得に係る負債の利子
		円	円
国外株式等に係る外国所得税額			

9 雑所得(公的年金等以外)に関する事項

※書ききれない場合は適宜の用紙に記入して提出してください。

種目	支払者の「名称」及び「法人番号又は所在地」等	収入金額	必要経費
講師謝金	株式会社〇〇建設 (123456789*2*4)	264,500 円	117,600 円

10 総合譲渡・一時所得の所得金額に関する事項

総合譲渡	収入金額	必要経費	差引金額 (収入金額－必要経費)	特別控除額	所得金額 (差引金額－特別控除額)
	短期	円	円	円	円
一時(所得金額の赤字は0)	1,200,000	600,000	600,000	500,000	100,000
二 合計 $イ + [(ロ + ハ) \times 1/2]$					50,000

右上のイの金額を表面のロに、ロの金額を表面のサに、ハの金額を表面のシに記入してください。
右のニの金額を表面の⑩の所得金額欄へ記入してください。

11 事業専従者に関する事項

※書ききれない場合は適宜の用紙に記入して提出してください。

フリガナ	続柄	生年月日	従事月数	専従者給与(控除)額
1 氏名				
2 氏名				
3 氏名				
所得税における青色申告の承認の有無				合計額

12 別居の扶養親族等に関する事項

※書ききれない場合は適宜の用紙に記入して提出してください。

氏名	個人番号	住所	国外居住
1 氏名 延岡 ○美	*****	延岡市〇〇町〇〇番地	
2 氏名			
3 氏名			

扶養親族等が国外居住者である場合には、次のうち該当する番号を「国外居住」欄に記入してください。
1:配偶者、2:30歳未満または70歳以上、3:留学、4:障害者、5:38万円以上の支払

13 寄附金に関する事項

都道府県、市区町村分(特例控除対象)	円
宮崎県 宮崎県 延岡市	5,000

14 所得金額調整控除に関する事項

フリガナ	続柄	生年月日
氏名		
個人番号		
別居の場合の住所		
特別障害者に該当する場合	(手帳等の種類)	(等級、判定)

その他の事項

非課税所得	障害年金	遺族年金	その他	名称	金額	円
特例適用条文など						

収入がなかった場合の生活状況

税理士署名

電話番

非課税所得があった人や前年中に収入がなかった人は記入してください。

4 申告書の記入方法

申告書の記入欄	例：「営業等」の収入金額を記入する。
の表示方法	記入欄：「1 収入金額等」のア → 表示：「1のア」

▶ 収入金額と所得金額

事業／営業等（ア、①）・農業（イ、②）
不動産（ウ、③）

必要書類：収支内訳書、支払調書

所得の説明

営業等	小売業、製造業、大工、外交員、漁業などの営業や事業から生ずる所得
農業	農産物の生産、果樹などの栽培、家畜の飼育などから生ずる所得
不動産	地代、家賃、土地や家屋の権利金などの所得

所得の計算と記入方法

収入金額[A] - 必要経費 = 所得金額[B]

- ↓ [A] → 「1のア」～「1のウ」欄に記入
[B] → 「2の①」～「2の③」欄に記入

- 裏面「7」欄に収入金額や必要経費などを記入します。
- 事業専従者がある場合は、対象者の氏名や控除額などを裏面「11」欄を記入します。

* 営業等の事業所得がある人のうち、家内労働者、外交員、検針人など一定の業務を行う人は、所得金額の計算において必要経費の特例を適用できる場合があります。詳細は市民税課までお問い合わせください。

事業に関して記帳や帳簿の保存がない場合には、基本的には事業所得ではなく雑(業務)所得に区分されます。ただし、事業収入の金額が300万円を超える場合には事業所得と認められる場合がありますので、市民税課までお問い合わせください。

利子（エ、④）

必要書類：利子の明細

所得の説明

国外で支払われる預金等の利子など、支払い時に住民税が徴収されないものの所得

* 「特定公社債等の利子」を申告する場合は、分離課税用の申告書で申告します。

所得の計算と記入方法

収入金額[A] = 所得金額[B]

- ↓ [A] → 「1のエ」欄に記入
[B] → 「2の④」欄に記入

配当（オ、⑤）

必要書類：配当の支払通知書、特定口座年間取引報告書など

所得の説明

法人から受ける余剰金の配当や、投資信託の収益の分配などの所得

* 上場株式等の配当など、支払われる際に住民税が徴収される一定の配当等は、市民税・県民税申告書では申告できません。上記の配当等を申告する場合は、所得税の確定申告をする必要があります。

所得の計算と記入方法

収入金額[A] - 株式等の元本取得のために要した負債の利子 = 所得金額[B] (赤字は0)

- ↓ [A] → 「1のオ」欄に記入
[B] → 「2の⑤」欄に記入

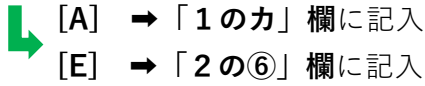
- 裏面「8」欄に配当の種類(株式の配当など)や収入金額などを記入します。

所得の説明

給与や賃金、賞与などの所得

所得の計算と記入方法

- 下の計算欄で所得の計算をします。



- 裏面「6」欄に支払者、収入などの明細を記入します。(源泉徴収票を添付する場合は省略できます。)

計算欄 * 計算上、1円未満の端数が生じる場合は切り捨て

給与等の収入金額	円 A	A ÷ 4 (千円未満切捨)	_____,000 B
Aの金額(円)	給与所得の金額(円)	Aの金額(円)	給与所得の金額(円)
～550,999	0	1,628,000 ～ 1,799,999	(B×2.4+100,000)
551,000 ～ 1,618,999	(A-550,000)	1,800,000 ～ 3,599,999	(B×2.8-80,000)
1,619,000 ～ 1,619,999	1,069,000	3,600,000 ～ 6,599,999	(B×3.2-440,000)
1,620,000 ～ 1,621,999	1,070,000	6,600,000 ～ 8,499,999	(A×0.9-1,100,000)
1,622,000 ～ 1,623,999	1,072,000	8,500,000～	(A-1,950,000)
1,624,000 ～ 1,627,999	1,074,000		
● 所得金額調整控除	円 D	● 給与所得	C - D
			円 E

● 所得金額調整控除 * ①と②は併用できません。

次の①、②に該当する場合は、計算した控除額を上記の計算欄[D]に記入します。

① 給与所得と公的年金等の雑所得があり、その合計額が10万円を超える場合

控除額 = (給与所得 + 公的年金等の雑所得)^{*1} - 10万円

*1 給与所得と公的年金等の雑所得の計算上の上限はそれぞれ10万円

計算例：給与所得 8万円、年金所得 70万円の場合
(8万円 + 10万円) - 10万円 = 8万円

② 給与等の収入金額が850万円を超え、次のいずれかの要件を満たす場合

- 本人が特別障害者(■9)に該当する
- 23歳未満の扶養親族(■14)を有する
- 特別障害者である同一生計配偶者(■14)が扶養親族を有する

対象者が表面「3」に記入する同一生計配偶者や扶養親族ではない場合(他の人の扶養控除の対象者である場合など)には、裏面「14」を記入します。

* この控除は、要件となる同一生計配偶者や扶養親族を、他の人が扶養控除などの対象としている場合でも適用できます。

控除額 = ([A]^{*2} - 850万円) × 0.1 *2 [A]の計算上の上限は1,000万円

所得の説明

ほかのいずれの所得にも当たらない次の所得

公的年金等	国民年金、厚生年金、恩給、企業年金など * 遺族年金、障害年金などの非課税所得は、雑所得には含まれません。
業務	副業にあたる収入のうち営利を目的とした継続的なもの。 原稿料、講演料、シルバー人材センターからの配分金など
その他	上記以外のもの。 生命保険の年金、互助年金、暗号資産の取引による所得など

所得の計算と記入方法

- 下の計算欄で所得の計算をします。

▶ [A] → 「1のキ」欄に記入 [C] → 「1のク」欄に記入 [F] → 「1のケ」欄に記入
 [B] → 「2の⑦」欄に記入 [E] → 「2の⑧」欄に記入 [H] → 「2の⑨」欄に記入
 [I] → 「2の⑩」欄に記入

- 公的年金等以外の雑所得がある人は、その種目(原稿料、個人年金など)や収入金額などを裏面「9」欄に記入します。

計算欄

* 計算上、1円未満の端数が生じる場合は切り捨て

● 公的年金等の雑所得

公的年金等の収入金額 円 **A**

公的年金等以外の所得金額が1,000万円を超えなければ、一番左「1,000万円以下」の計算欄を使用してください。

65歳未満の人 (昭和34年1月2日以降の生まれ)

Aの金額(円)	公的年金等の所得金額(円)		
	(公的年金等の雑所得以外の所得に係る合計所得金額)		
	1,000万円以下	1,000万円超2,000万円以下	2,000万円超
～1,299,999	(A - 600,000) ※赤字は0	(A - 500,000) ※赤字は0	(A - 400,000) ※赤字は0
1,300,000 ～ 4,099,999	(A × 75% - 275,000)	(A × 75% - 175,000)	(A × 75% - 75,000)
4,100,000 ～ 7,699,999	(A × 85% - 685,000)	(A × 85% - 585,000)	(A × 85% - 485,000)
7,700,000 ～ 9,999,999	(A × 95% - 1,455,000)	(A × 95% - 1,355,000)	(A × 95% - 1,255,000)
10,000,000～	(A - 1,955,000)	(A - 1,855,000)	(A - 1,755,000)

65歳以上の人 (昭和34年1月1日以前の生まれ)

Aの金額(円)	公的年金等の所得金額(円)		
	(公的年金等の雑所得以外の所得に係る合計所得金額)		
	1,000万円以下	1,000万円超2,000万円以下	2,000万円超
～3,299,999	(A - 1,100,000) ※赤字は0	(A - 1,000,000) ※赤字は0	(A - 900,000) ※赤字は0
3,300,000 ～ 4,099,999	(A × 75% - 275,000)	(A × 75% - 175,000)	(A × 75% - 75,000)
4,100,000 ～ 7,699,999	(A × 85% - 685,000)	(A × 85% - 585,000)	(A × 85% - 485,000)
7,700,000 ～ 9,999,999	(A × 95% - 1,455,000)	(A × 95% - 1,355,000)	(A × 95% - 1,255,000)
10,000,000～	(A - 1,955,000)	(A - 1,855,000)	(A - 1,755,000)

● 公的年金等以外の雑所得

業務の 雑所得	収入金額	<input type="text"/> 円	C
	必要経費	<input type="text"/> 円	D
	C - D	<input type="text"/> 円	E

その他の 雑所得	収入金額	<input type="text"/> 円	F
	必要経費	<input type="text"/> 円	G
	F - G	<input type="text"/> 円	H

● 雑所得 (合計)

雑所得の金額 円 **I**
(B + E + H)
※赤字は0

* 公的年金等以外の雑所得がある人のうち、家内労働者、外交員、検針人など一定の業務を行う人は、所得金額の計算について必要経費の特例を適用できる場合があります。詳細は市民税課までお問い合わせください。

総合譲渡（コ、サ、⑪） 一時（シ、⑪）

必要書類：

総合譲渡 → 収入や取得費、譲渡費用がわかる書類
一時 → 収入、必要経費がわかる書類

所得の説明

総合譲渡	金地金、船舶、機械、骨とう、貴金属などの資産から生ずる所得
一時	生命保険の一時金や損害保険の満期返戻金、賞金や競馬の払戻金などの所得

■ 総合譲渡の区分

短期	保有期間が5年以内の資産の譲渡
長期	保有期間が5年を超える資産の譲渡

所得の計算と記入方法

- 裏面「10」の各欄に、収入金額、必要経費などを記入して所得金額を計算します。
- 裏面「10」の左下に記載している転記方法によって、「1のコ」～「1のシ」欄、「2の⑪」欄を記入します。

◇ 所得計算における確認事項

- 「特別控除額」欄には、総合課税の譲渡所得と一時所得のそれぞれについて、「差引金額」と50万円のいずれか少ない方の金額を記入します。
- 一時所得について、差引金額が赤字である場合は、「差引金額」欄には0円と記入します。

- * 次の場合には、所得の計算方法や申告書の記入方法が上記と異なる場合がありますので、市民税課にお問い合わせください。
 - ・公共事業に伴う収用による所得があり、その所得が総合課税の譲渡所得に該当する場合
 - ・事業所得、不動産所得、総合課税の譲渡所得のいずれかに赤字がある場合

▶ 所得から差し引かれる金額（所得控除）

社会保険料控除（⑬）

必要書類：領収書、納付済証明書

控除の説明

本人が支払ったり、本人の給与などから差し引かれたりした、次の保険料がある場合の控除

社会保険料の種類	国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、健康保険料、国民年金保険料、厚生年金保険料、介護保険料、雇用保険料など
控除できる保険料の範囲	本人や生計を一にする配偶者、その他の親族の負担することになっている保険料 * 本人以外の人への給与や公的年金等から直接差し引かれた保険料は対象になりません。

控除の計算と記入方法

保険料(合計) = 控除金額

- 支払った社会保険料の名称と金額を「3の⑬」欄に記入します。
- 保険料の合計を「4の⑬」欄に記入します。

小規模企業共済等掛金控除（⑭）

必要書類：領収書、控除証明書

控除の説明

小規模企業共済制度の掛金や確定拠出年金法の企業型年金加入者掛金、個人型年金加入者掛金、心身障害者扶養共済制度の掛金を支払った場合の控除

控除の計算と記入方法

掛金(合計) = 控除金額

- 支払った掛金の金額の合計を「4の⑭」欄に記入します。

生命保険料控除 (15)

必要書類：保険会社等が発行する証明書

控除の説明

生命保険や介護医療保険、個人年金保険の保険料を支払った場合の控除

控除の計算と記入方法

- 下の計算欄で控除の計算をします。

L [A]、[C]、[G]、[I]、[M] → それぞれの区分に応じて「3の⑮」欄に記入
L [O] → 「4の⑮」欄に記入

生命保険料の種類と新旧の区分は、生命保険会社などが発行する証明書に記載されています。

計算欄 * 計算上、1円未満の端数が生じる場合は切り上げ

一般生命保険料(円)			個人年金保険料(円)			介護医療保険料(円)		
新契約分の保険料(合計)		A	新契約分の保険料(合計)		G	介護医療保険料(合計)		M
Aを計算式Ⅰにあてはめた金額		B	Gを計算式Ⅰにあてはめた金額		H	Mを計算式Ⅰにあてはめた金額		N
旧契約分の保険料(合計)		C	旧契約分の保険料(合計)		I			
Cを計算式Ⅱにあてはめた金額		D	Iを計算式Ⅱにあてはめた金額		J			
B + D (最高28,000円)		E	H + J (最高28,000円)		K			
DとEのいずれが多い方の金額		F	JとKのいずれが多い方の金額		L			

● 生命保険料控除額		
F + L + N (最高70,000円)		O

計算式Ⅰ (新契約用)

保険料の金額(円)	控除額の計算(円)
12,000以下	全額
12,000超32,000以下	(保険料の金額)×0.5 + 6,000
32,000超56,000以下	(保険料の金額)×0.25 + 14,000
56,000超	28,000

計算式Ⅱ (旧契約用)

保険料の金額(円)	控除額の計算(円)
15,000以下	全額
15,000超40,000以下	(保険料の金額)×0.5 + 7,500
40,000超70,000以下	(保険料の金額)×0.25 + 17,500
70,000超	35,000

地震保険料控除 (16)

必要書類：保険会社等が発行する証明書

控除の説明

損害保険契約等に関する地震等損害部分の保険料を支払った場合の控除

控除の計算と記入方法

- 下の計算欄で控除の計算をします。

L [A]、[B] → それぞれの区分に応じて「3の⑯」欄に記入
L [E] → 「4の⑯」欄に記入

地震保険料の種類は、損害保険会社などが発行する証明書に記載されています。

計算欄 * 計算上、1円未満の端数が生じる場合は切り上げ

地震保険料(合計)			旧長期損害保険料(合計)		
Aの金額(円)			Bの金額(円)		
地震保険料	50,000以下	(A×0.5)	旧長期損害保険料	5,000以下	(Bの金額)
	50,000超	25,000		5,000超15,000以下	(B×0.5 + 2,500)
				15,000超	10,000

1つの契約について、地震保険料と旧長期損害保険料の両方の支払いがある場合は、いずれか一方のみが控除の対象になります。

● 地震保険料控除

C + D (最高25,000円)		E
-------------------	--	---

寡婦、ひとり親控除 (17、18)

必要書類：なし

控除の説明

* 前年の12月31日の現況

本人が寡婦かひとり親である場合の控除

控除の計算と記入方法

- 「3の17」欄が「3の18」欄の該当する項目にチェック(✓)をします。
- 下表で該当する控除額を「4の17～18」欄に記入します。

区分		扶養親族の要件	所得金額の要件	その他の要件	控除額(円)
寡婦	「離婚」の場合	子以外の扶養親族	合計所得金額(「2の12」の金額)が500万円以下	事実婚の状態にない	260,000
	「死別、生死不明」の場合	なし			
ひとり親 (性別、婚姻歴を問いません)		生計を一にする子 [※] (総所得金額等が48万円以下)			300,000

※ 他の人の同一生計配偶者や扶養親族である場合は該当しません。

勤労学生控除 (19)

必要書類：学生証、在学証明書

控除の説明

* 前年の12月31日の現況

本人が勤労学生である場合の控除

◇ 勤労学生の要件

- 高等学校や大学、高等専門学校、一定の課程を履修する専修学校などの学生や生徒である
- 自己の勤労に基づく事業所得、給与所得、退職所得、雑所得がある
- 合計所得金額(14)が75万円以下
- (2)(3)以外の所得金額が10万円以下

控除の計算と記入方法

控除金額 = 260,000円

- 「3の19」欄の□にチェック(✓)をし、学校名を記入します。
- 「4の19～20」欄に控除金額を記入します。→ 障害者控除がある場合は合計した控除額を記入します。

障害者控除 (20)

必要書類：障害者手帳、障害者控除対象者認定書など

控除の説明

* 前年の12月31日(または死亡日)の現況

本人や同一生計配偶者(14)、扶養親族(14)が障害者である場合の控除

控除の計算と記入方法

- 「3の20」欄に障害者の氏名と障害の程度を記入します。
- 下表で該当する控除額を「4の19～20」欄に記入します。
↳ 勤労学生控除がある場合は合計した控除額を記入します。

控除区分	障害者手帳による判定			控除額(円)	
	身体障害者手帳	療育手帳	精神障害者 保健福祉手帳	本人	同一生計配偶者 または扶養親族
障害者	3～6級	B判定	2、3級	260,000	260,000
特別障害者	1、2級	A判定	1級	300,000	300,000
同居特別障害者 [※]	特別障害者と同じ				530,000

※ 本人や配偶者、生計を一にする親族のいずれかと同居を常としている人をいいます。

配偶者(特別)控除 (21、22)

必要書類：(配偶者特別控除を受ける場合) 配偶者の所得がわかる書類等の写し

控除の説明

* 前年の12月31日(または死亡日)の現況

生計を一にする(14条)配偶者がある場合に、本人と配偶者の合計所得金額(14条)に応じて受けることができる控除

◇ 次の場合は、控除の適用はありません。

- (1) 本人の合計所得金額が1,000万円を超える場合
- (2) 配偶者が事業専従者である場合や他の人の扶養親族である場合

* 配偶者特別控除は、夫婦の一方のみが受けることができます。

配偶者が国外居住親族(14条)である場合には、送金関係書類などの提出が必要になる場合がありますので、市民税課にお問い合わせください。

控除の計算と記入方法

- 「3の21～22」欄に配偶者の氏名や個人番号、配偶者の合計所得金額などを記入します。
本人の合計所得金額が1,000万円を超える場合は、「同一生計配偶者」の口にチェック(✓)します。
↳ 控除額はありませんが、配偶者に係る障害者控除を申告する場合などに必要です。
- 下表で該当する控除額を「4の21～22」欄に記入します。
- 配偶者と別居である場合には、裏面「12」欄に氏名、個人番号、住所などを記入します。

区分	配偶者の合計所得金額	本人の合計所得金額(「2の22」の金額)(円)		
		900万円以下	900万円超950万円以下	950万円超1,000万円以下
配偶者控除	48万円以下	330,000	220,000	110,000
	70歳以上 (昭和29年1月1日以前生まれ)	380,000	260,000	130,000
配偶者特別控除	48万円超 100万円以下	330,000	220,000	110,000
	100万円超 105万円以下	310,000	210,000	110,000
	105万円超 110万円以下	260,000	180,000	90,000
	110万円超 115万円以下	210,000	140,000	70,000
	115万円超 120万円以下	160,000	110,000	60,000
	120万円超 125万円以下	110,000	80,000	40,000
	125万円超 130万円以下	60,000	40,000	20,000
	130万円超 133万円以下	30,000	20,000	10,000
	133万円超	0	0	0

扶養控除 (23)

必要書類：なし

控除の説明

* 前年の12月31日(または死亡日)の現況

16歳以上の扶養親族(14条)がある場合の控除

- * 他の人の同一生計配偶者(14条)である場合や、扶養親族である場合を除きます。
- * 16歳未満の扶養親族については、12ページをご参照ください。

扶養親族が国外居住親族(14条)である場合には、送金関係書類などの提出が必要になる場合がありますので、市民税課にお問い合わせください。

控除の計算と記入方法

- 「3の23」欄に16歳以上の扶養親族の氏名や個人番号などを記入し、右表で該当する控除額を「控除額」欄に記入します。
- 上記で記入した控除額の合計を「4の23」欄に記入します。
- 扶養親族で別居の人がいる場合には、裏面「12」欄に氏名、個人番号、住所などを記入します。

区分	生年月日の範囲	控除額(円)
一般	以下に当てはまらない人	330,000
特定	平成13年1月2日から平成17年1月1日まで	450,000
老人	昭和29年1月1日以前	380,000
	同居老親等 [※]	450,000
16歳未満	平成20年1月2日以降	0

※ 老人扶養親族のうち、本人または配偶者の直系尊属(父母、祖父母など)で、本人または配偶者のいずれかと同居を常としている人

基礎控除 (24)

必要書類：なし

控除の説明

合計所得金額(≧14万円)が2,500万円以下の人に適用される控除

控除の計算と記入方法

- 下表で該当する控除額を、「4の24」欄に記入します。

「2の22」の金額	控除額(円)
2,400万円以下	430,000
2,400万円超 2,450万円以下	290,000
2,450万円超 2,500万円以下	150,000
2,500万円超	0

雑損控除 (26)



必要書類：り災証明書、災害関連支出に関する領収書など

控除の説明

次のいずれかに該当する場合の控除

- 本人や、配偶者その他の親族で生計を一にする(≧14万円)人[※]が、災害や盗難、横領によって住宅や家財などに被害を受けた場合 ※総所得金額等(≧14万円)が48万円以下である必要があります。
- 本人が、災害等に関連して住宅家財等の取壊しや除去などのために支出(災害関連支出)をした場合

控除の計算と記入方法

- 「3の26」欄上段に損害の内容を記入します。
 - 下の計算欄で控除の計算をします。
-  [A]、[B]、[G] → 「3の26」欄下段の該当項目に記入
 [I] → 「4の26」欄に記入

計算欄

損害金額(災害関連支出含む)	円	A	C - E	円	F
保険金などで補てんされる金額	円	B	Cのうち災害関連支出の金額	円	G
A - B(差引損失金額)	円	C	G - 5万円	円	H
総所得金額等	円	D	FとHのいずれが多い方の金額	円	I
D × 0.1(1円未満切り捨て)	円	E	雑損控除		

医療費控除 (27)必要書類：医療費控除の明細書^{※1}、医療費通知^{※2}**控除の説明**

※1 国税庁ホームページなどから取得できます。 ※2 医療保険者から交付されます。

次のいずれか一方を選択して受けることができる控除

通常の医療費控除	本人や生計を一にする(≧14万円)配偶者その他の親族のために医療費を支払った場合の控除
セルフメディケーション税制 (医療費控除の特例)	本人が健康の保持増進および疾病の予防として一定の取組を行い、本人や生計を一にする配偶者その他の親族のために特定の医薬品を購入した場合の控除

* 「医療費控除の明細書」に記載した分の医療費の領収書は、申告書に添付する必要はありませんが、市役所から提示または提出を求められることがありますので、5年間保管しておく必要があります。

* セルフメディケーション税制による控除を受ける場合は、市役所から、各種検診の領収書や結果通知書、予防接種済証などの一定の取組を行ったことを明らかにする書類の提示または提出を求められることがありますので、5年間保管しておく必要があります。

控除の計算と記入方法

- 下の計算欄で控除の計算をします。

 [A]、[B]または[H]、[I] → 「3の㉗」欄の該当項目に記入
 [G]または[K] → 「4の㉗」欄に記入

- セルフメディケーション税制を選択する場合は、「4の㉗」の「区分」欄に「1」と記入してください。

計算欄

● 通常の医療費控除

支払った医療費	円	A
保険金など [※] で補てんされる金額	円	B
A - B	円	C
総所得金額等(「2の㉔」の金額)	円	D
D × 0.05 (1円未満切り捨て)	円	E
Eと10万円のいずれか少ない方の金額	円	F
C - F (最高200万円)	円	G

● セルフメディケーション税制(医療費控除の特例)

支払った金額	円	H
保険金など [※] で補てんされる金額	円	I
H - I	円	J
J - 12,000円(最高8万8千円)	円	K

※ 生命保険会社等から支払われる保険金や医療保険者から支払われる高額療養費などをいいます。

保険金が給付対象の医療費より多く支払われた場合には、給付対象の医療費の金額を限度として差し引きます。
(例：入院費用8万円に対して12万円の保険金が支払われた場合には、8万円が医療費に補てんされる金額になります。)

▶ その他税額に関わる事項

((16歳未満の扶養親族)) * 平成20年1月2日以降生まれ

- 16歳未満の扶養親族がいる場合には、**表面の左下「16歳未満の扶養親族」欄**に氏名や個人番号などを記入します。
- 上記の扶養親族と別居である場合には、**裏面「12」欄**に氏名、個人番号、住所などを記入します。

* 扶養親族が国外居住親族(「14条」)である場合には、送金関係書類などの提出が必要になる場合がありますので、市民税課にお問い合わせください。

((寄附金に関する事項))

- 次の寄附金の支払金額の合計が2,000円を超える場合には、**裏面「13」欄**の各項目ごとに寄附金の支払金額を記入します。 → **申告には寄附金の領収書が必要です。**

都道府県、市区町村分 (特例控除対象)	ふるさと納税 ^{※1} 、災害義援金(最終的に被災地方団体などに 拠出されるものなど)
宮崎県共同募金会、日赤宮崎県支部、 都道府県、市町村分(特例控除対象以外)	それぞれの団体に対する寄附金
条例指定分	宮崎県 宮崎県の条例で指定された団体 ^{※2} に対する寄附金
	延岡市 延岡市の条例で指定された団体 ^{※2} に対する寄附金

※1 ワンストップ特例申請を行っている場合であっても、申告書を提出をする場合にはワンストップ特例申請を行った寄附金分も含めて申告が必要です。

※2 どの団体が指定されているかは、宮崎県や延岡市のホームページなどをご確認ください。

((市民税・県民税の納税方法)) * 市民税・県民税を給与から差し引かれているか、その予定がある人のみ

- 給与と公的年金等以外^{※1}の所得がある人は、その所得に対して生じる市民税・県民税の納税方法を「給与から差引き」と「自分で納付」のいずれかを選択^{※2}して、**表面の右下「5」**の該当する方にチェック(✓)します。

※1 令和6年4月1日現在で65歳未満の人は、「給与以外」と読み替えてください。

※2 何も選択がない状態で申告書が提出された場合には、「給与から差引き」になります。

5 個人番号(マイナンバー)の確認書類

申告書には個人番号(マイナンバー)を記載することが法令で義務付けられており、申告書の提出にあたっては、「なりすまし」を防止するための「**本人確認**」が必要となっています。

「本人確認」とは、正しい個人番号であることを確認する「**番号確認**」と、申告書を提出する人が個人番号の正しい持ち主であることを確認する「**身元確認**」のことをいいます。

申告書の提出の際には、下記の「番号確認」書類と「身元確認」書類を提示してください。

◇ 本人が申告書を提出する場合

番号確認		身元確認
1	・個人番号カード(マイナンバーカード) *郵送提出の場合は両面の写しを添付してください。	
2	[以下から1点]	「顔写真付き」の本人確認書類 →以下から1点 運転免許証(運転経歴証明書)/パスポート/身体障害者手帳/精神障害者保健福祉手帳/療育手帳/戦傷病者手帳/在留カード/特別永住者証明書/学生証/身分証明書/社員証/資格証明書
3	・通知カード ^{※注}	「顔写真なし」の本人確認書類 →以下から1点 健康保険証/年金手帳/児童扶養手当証書/特別児童扶養手当証書
4	・住民票の写し (個人番号が記載されたもの) ・住民票記載事項証明書 (個人番号が記載されたもの)	「顔写真なし」の本人確認書類 →以下から2点 学生証/身分証明書/社員証/資格証明書/母子健康手帳/住民票の写し/住民票記載事項証明書/戸籍附表の写し/印鑑登録証明書/国税・地方税・社会保険料・公共料金の領収書/納税証明書/納税通知書/特別徴収税額通知書/退職所得の特別徴収票/源泉徴収票/特定口座年間取引報告書

◇ 代理人が申告書を提出する場合

本人の番号確認	代理人の身元確認	代理権の確認
1	「顔写真付き」の代理人確認書類 →以下から1点 代理人の個人番号カード/運転免許証(運転経歴証明書)/パスポート/身体障害者手帳/精神障害者保健福祉手帳/療育手帳/戦傷病者手帳/在留カード/特別永住者証明書/学生証/身分証明書/社員証/資格証明書 ⇒代理人が法人の場合 登記事項証明書/印鑑登録証明書/国税・地方税・社会保険料・公共料金の領収書/納税証明書+当該法人との関係を証する書類(社員証など)	[以下から1点] ・委任状(原本) ⇒任意代理人の場合 ・税務代理権限証書 ・戸籍謄本 ⇒法定代理人の場合 ・本人しか持ち得ない書類 (例: 本人の個人番号カード、健康保険証)
2	顔写真なしの代理人確認書類 →以下から2点 健康保険証/年金手帳/児童扶養手当証書/特別児童扶養手当証書/学生証/身分証明書/社員証/資格証明書/母子健康手帳/住民票の写し/住民票記載事項証明書/戸籍附表の写し/印鑑登録証明書/国税・地方税・社会保険料・公共料金の領収書/納税証明書/納税通知書/特別徴収税額通知書/退職所得の特別徴収票/源泉徴収票/特定口座年間取引報告書	

※注 令和2年5月25日以降、通知カードに記載された内容に変更があった場合には使用できません。

6 申告書の提出方法

① 申告書を完成させており、提出のみを行う場合

- 市民税課の窓口へ提出してください。
- ↳ 窓口での申告内容の確認は行いません。
- 提出の際に、本人確認書類(☑13㉮)を提示してください。
- 所得や控除に関する必要書類(☑4~12㉮)は、申告書と一緒に提出してください。

② 郵送で申告書を提出する場合

- ↳ 郵送の宛先は下記「手引きに関するお問い合わせ先」をご確認ください。
- 申告書に個人番号(マイナンバー)の記入があることを確認のうえ、次の書類と一緒に市民税課まで郵送してください。
 - ・ 本人確認書類(☑13㉮)の写し
 - ・ 所得や控除に関する必要書類(☑4~12㉮)

③ 申告相談会場で申告書の作成・提出を行なう場合

- 申告相談の日程と会場は、「広報のべおか」1月号や延岡市のホームページに掲載します。
申告に必要なもの(☑1㉮)を持って会場にお越しください。

必要書類の提出について

- ① 必要書類は申告書に貼りつけずに提出してください。
- ② 原本の提出が困難なものは写しを提出してください。
(例：障害者手帳や学生証などの身分証明書類、障害者控除対象者認定書など証明の有効期間が複数年におよぶ書類、ほかに提出先のある書類など)
- ③ 提出された書類は、基本的に返却を行いません。

▶ 手引きで使用している用語の説明

□ 総所得金額等

損失の繰越控除後の次の所得の合計金額

総所得金額(「2の㉔」の金額)、退職所得(分離課税分を除く)、山林所得、土地建物等の譲渡所得(特別控除前)、上場株式等に係る配当所得、株式等に係る譲渡所得等、先物取引に係る雑所得等

□ 合計所得金額

「総所得金額等」の説明文の「損失の繰越控除後」を「損失の繰越控除前」と読み替えたときの金額

□ 生計を一にする

次の要件のいずれかを満たしている場合をいいます。

- 同一の家屋に起居している場合(お互いに独立した生活を営んでいる場合を除く)
- 会社員などが勤務の都合で家族と別居している、または親族が修学、療養などのために別居している場合に、
 - ①常に生活費、学資金または療養費などを送金しているとき
 - ②余暇に起居を共にすることを常例としているとき

□ 同一生計配偶者

次の要件のすべてを満たしている人。

- 12月31日(または死亡日)現在で本人の配偶者であって、生計を一にしている。
- 合計所得金額が48万円以下である
- 事業専従者ではない

□ 扶養親族

次の要件のすべてを満たしている人。

- 配偶者以外の親族(6親等内の血族および3親等内の姻族)、都道府県知事から養育を委託された児童(里子)、市町村長から養護を委託された老人
- 12月31日(または死亡日)現在で本人と生計を一にしており、合計所得金額が48万円以下である
- 事業専従者ではない

□ 国外居住親族

国内に住所を有せず、かつ、現在まで引き続いて1年以上国内に住所を有しない親族

手引きに関するお問い合わせ先

延岡市役所 総務部 市民税課 〒882-8686 宮崎県延岡市東本小路2番地1
電話 0982-22-7012 FAX 0982-22-9477
e-mail: shiminzei@city.nobeoka.miyazaki.jp